

McKenna, M. & Pereboom, Derk, *Free Will: A Contemporary Introduction*. 2016.

島 本 篤

1. はじめに

教育という営みや教育学において、自由や責任という概念が重要なものであることは、ひとまずさほど論争的にはならないだろう。そうした自由や責任の問題は、哲学において自由と決定論の問題・自由意志論争の中で扱われてきた。とりわけ20世紀、あるいは1960年代以降、この領域における哲学的な展望を大きく変えるほどの議論がなされ、近代以前の議論のアップデートが様々に行われている。一方で教育学においては、自由と決定論の問題に関する現代、とりわけ20世紀以降の議論についてはほとんど扱われてこなかったというのが実情である。

本書、McKenna, M. & Pereboom, Derk, *Free Will: A Contemporary Introduction*. はそうした決定論と自由、責任に関する哲学的トピックの「上級入門書として」(xi) 書かれている。上級とは書かれているものの、あくまで入門書であり、哲学の問題になじみのない人々にも理解しやすくなるよう意図されている上——例えばAppendixで様相論理の概説が載っていたりする——、2016年という比較的近年の時点で「可能な限り包括的であろうと努めたもの」(xi) である。また「可能な限り公正かつ公平に、様々な論争をできる限り客観的、冷静（公正）に評価」(xi-xii) しようとしている——著者の二人の立場は、マッケンナは両立論者、ペレブームは非両立論の自由意志懐疑論者と、大きな観点において立場を異にした論者であり、そのこともこの試みを後押ししている。そのため、教育・教育学における自由や責任、その周辺の概念や議論を問い直そうとする上で、大変良好な入門書と言えるだろう。

12章からなる章立ては以下の通りである。1. 自由意志、道徳的責任、決定論、2. 自由意志問題 (The Free Will Problem)、3. 伝統的両立論と伝統的非両立論 (Classical Compatibilism and Classical Incompatibilism)、4. 帰結論証についての議論 (The Debate over the Consequence Argument)、5. 他可能性

とフランクファート・ケース (Alternative Possibilities and Frankfurt Cases)、6. ストロウソンの両立論 (Strawsonian Compatibilism)、7. 3つの源非両立論者の議論 (Three Source Incompatibilist Arguments)、8. 現代の両立論：7つの最近の見解 (Contemporary Compatibilism: Seven Recent Views)、9. 現代の両立論：メッシュ理論、理由－応答理論、余地理論 (Contemporary Compatibilism: Mesh Theories, Reason-Responsive Theories, and Leeway Theories)、10. 現代の非両立論：自由意志説/リバタリアニズム (Contemporary Incompatibilism: Libertarianism)、11. 現代の非両立論：懐疑的見解 (Contemporary Incompatibilism: Skeptical Views)、12. 改訂主義と残るいくつかの問題 (Revisionism and Some Remaining Issues)。

2. 自由意志と決定論の問題の大枠、古典的議論について

1－3章では、自由意志論争における概念の定義や問題、自由意志を巡る立場の問題、古典的議論を扱っている。1章では自由意志論争における主要な概念の定義に関し、出発点となる特徴を扱う。結局のところ、各概念の定義自体が論争的なものなのだ。この章では大きく自由意志、道徳的責任、決定論の3つを扱い、それに伴う関連事項、意志 (Will) 概念、形而上学的/物理的/法則的 (Nomic) 不可能性 (Impossibility)、非決定論 (Indeterminism)、機械論 (Mechanism)、自然主義 (Naturalism) についても概観している。

1章を踏まえた上で、2章では自由意志と決定論（あるいは非決定論）とが、その両立性の問題を含め、どのような問題を孕み、それぞれにどのような根拠や特徴、関連する問題があるかを概観している。すなわち、哲学における古典的な議論としての自由意志問題において大きな問題の1つは、自由意志や自由、道徳的責任、及び決定論や非決定論は

いづれも信じるに足る理由があるにもかかわらず、時にその両立が難しいと捉えられてきたのであり、またそう捉えられるという問題なのである。その中で、対立する大きな立場の最も基本的な区別についての導入——それらの概念が両立すると考える両立論と両立しないと考える非両立論、及び非両立論における2つの立場（決定論を否定し、自由意志を積極的に擁護するリバタリアニズム、及びある種の自由意志や責任を否定する硬い決定論/硬い非両立論/自由意志懐疑論（hard determinism/hard incompatibilism/free will skepticism）や、余地自由と源自由の区別の導入も行われる。

3章では、このような自由意志論争における古典的議論を概観する。本書は自由意志問題を1960年代に生じた3つの議論を大きな境とし、それ以前を古典的論争として位置付けている（なお、その3つの議論は4－6章のそれぞれで扱われる）。古典的論争においても、20世紀までの議論と、20世紀以降の分析哲学における自由意志の議論とについて、現代の自由意志の議論がどのように形成されていったかという観点から区分が促されている。

20世紀までの議論においては、両立論、非両立論の主要な古典的議論を扱う（その際、ロック、ホブズ、ヒューム、カント、スピノザを始めとし、従来、自由意志と決定論にかかわる議論を扱ってきた哲学者の議論や、それぞれの論者がどう位置づけられるかについても扱っている）。20世紀以降の分析哲学における自由意志の議論については主に、「他のことを為し得た（could have done otherwise）」に関する条件分析（conditional analysis）や、行為者因果（Agent Causation）、非両立論のための基本的余地論証：BLI（the Basic Leeway Argument for Incompatibilism）、非両立論のための基本的源論証：BSI（the Basic Source Argument for Incompatibilism）といった議論を扱っている（BLIとBSIについては、非両立論における長い歴史において少しずつ形を変えてきた議論であり、古典的非両立論者の核心的な論旨を表すのに最も適した方法である）。

3. 1960年代に起こった三つの議論

4－6章では、自由意志に関する現代の議論に最も重要な影響を与えた1960年代の3つの議論とそ

の応答を概観している。そのうちの1つ、「帰結論証」はジネット（1966）によって初めて紹介され、ウィギンズ（1973）、インワーゲン（1983）らによって様々に発展された論証である。帰結論証とは、決定論が真であるとするならば、人は過去、及び自然の法則を変えることはできず、したがって（現在の我々の行為を含む）その結果は我々次第ではないというものである。とりわけ有名なインワーゲンの議論は様相論理を用い、過去と自然法則の固定性、そして転移原理から結論を導いている。すなわち、帰結論証を論駁しない以上、決定論が真であると仮定した際、他のことを為し得たということとはあり得ず、そのような自由意志と決定論は両立しないと結論づけられることとなる。

残りの2つは両立論を支持する議論であり、5－6章はそれぞれを扱っている（5章のフランクファート・ケースは、フランクファート（1969）によって提出された思考実験のような議論であり、6章のP.F.ストローソン（1962）が論じた議論とは、ある種の態度や感情の観点から道徳的責任と決定論との両立可能性を擁護する議論である）。これらは日本における哲学の自由に関する議論でも必ずと言ってよいほど言及されるものでもあり、（紙幅の関係もあるため）ここで改めて言及することは省略する。

これら3つの議論は、現代の自由と決定論に関する議論の出発点、あるいはともに自由や責任という概念と取り組もうとすると、避けては通れない議論であることは間違いない。ストローソンとフランクファートは両立論の戦略を大きく変えたのであり、帰結論証は1960年代以前の「条件分析」に大きな打撃を与え、それまで直観のレベルの判断以上の論証ができなかった自由意志と決定論の非両立性に明確な論証を与えた。実際、次章以下で取り上げられる論者たちの多くは、それぞれの理論を精緻化、多様化したものを議論の出発点としたり、あるいはそれらの議論から何らかの方向性を触発されていたり、それらを各人の議論の中で扱うといったことを行っている。

4. 現代の議論

7－12章では、現代の議論が取り上げられる。ここでは紙幅の関係上、それぞれの議論の中身にまで

言及することはせず、議論の詳しい内容は本書に譲ることとしたい。7章では(源)非両立論者のための3つの議論として、究極性論証(The Ultimacy Argument)、直接論証(The Direct Argument)——これもインワゲン(1983)によって提唱されたよく参照される議論であり、様相論理を用いて議論される——、操作論証(The Manipulation Argument)が挙げられる。これらは本書において主に源非両立論のための議論として紹介されているが、本書でも言及されている通り、必ずしも源非両立論に専売特許な議論というわけではない。

8章・9章では現代の両立論が取り上げられているが、「現代の両立論の戦略は、管理可能なカテゴリーに分類する方法を考えることすら難しい(ほど多様である)」(178)。そのため8章では、現代の両立論として大きく7つの見解が取り上げられている。デネットの多視点的両立論(Multiple Viewpoints Compatibilism)、ウルフの理由(理性)的見解(Reason View)とネルキンの合理的能力的な見解(Rational Abilities View)、メレの行為理論論(Action-Theory Theory)、スキャンロンの契約主義的両立論(Contractualist Compatibilism)、ウォレスの公平性に基づく両立論(Fairness-Based Compatibilism)、ラッセルのストローソニアン批判的両立論(Strawsonian-Inspired Critical Compatibilism)、ボクの実践的立脚点による両立論(Practical-Standpoint Compatibilism)である。本書では、これらを明確なカテゴリーに分類するのではなく、スペクトルとしての連続的な見解——一方は専ら規範的な考察であり、もう一方は行為論・形而上学的な考察である——のどこに位置するかという形の分類を提案している。続く9章では、両立論として一般的な戦略の3つとその応答を挙げている。(1)メッシュ理論(Mesh Theory)として、フランクファートの階層理論、ワトソンの構造的メッシュ理論、ブラットマンの計画理論、(2)理由応答理論として、フィッシャーとラヴィッツァの理由応答理論、マッケンナとサルトリオの行為者にに基づく理由応答源的理論(Agent-Based Reasons-Responsive Source Theory)、(3)余地両立理論として、スミス、ファラ、デリー、ホーガン、ナーミスの議論や、ヴィヴリンのニュー傾向主義(New Dispositionalism)。なお8章で挙げた議論も、これ

ら3つの理論のどれか、あるいは理論と理論の線上に、スペクトル的に位置する、ないし密接に関わっている場合がある(例えばウルフとネルキンの理論は理由応答理論を明確に擁護しており、あるいは8章の複数の議論は余地的自由と決定論の両立について何らかの議論を提供している)。

10章では、自由意志を積極的に認める非両立論の立場、すなわちリバタリアニズムの立場が大きく3つに分類され、その応答のいくつかも含めて紹介される。チザムを代表とする行為者因果的リバタリアニズム(他にはクラーク、グリフィス、オコーナー、リチャード・テイラー、より近代においてはカントやトマス・リード等)、事象因果的(Event-Causal)リバタリアニズム(ケイン、イクストロム、フランクリン、バラガー)、非因果的(Non-Causal)リバタリアニズム(ベルグソン、ジネット、マッカン、ゴッツ)。なお本書において、リバタリアニズムに立った場合の戦略として最良のものは行為者因果説であるとされている。なぜなら、行為者因果説は我々の最も優れた物理理論との調和というプロジェクトを拒否するものだからである。

両立論、リバタリアニズムのどちらに対しても多くの困難が提起されている。そのため自由意志や道徳的責任に対し懐疑的な見解も提案されてきた。11章では、非両立論のもう一端に当たるその懐疑的な見解、従来は硬い決定論と懐疑論として、より近年では硬い非両立論、あるいは自由意志懐疑論として論じられてきた見解を紹介している。従来ではスピノザ、ホルバッツ、ブリストリーが挙げられ、近年ではB.F.スキナー、ホンデリック、G.ストローソン(P.F.ストローソンの息子に当たる)、スミランスキー(幻想(錯覚)主義)、ダブル、ウォーラー、ペレブーム、レヴィー、サマーズ(メタ懐疑論)、ハリス、カルソのそれぞれの議論、あるいはリベットやウェグナーらの神経科学的な研究が挙げられる。

最後の12章では、残ったいくつかの議論や問題を扱っている。バルガスの改訂(修正)主義、あるいは、不作為(しないこと; omissions)に関する責任、合理的熟慮と因果的決定における信念との両立性、実験哲学(experimental philosophy)、自由意志と神学的問題(religious issues)といった問題である。改訂(修正)主義とは、非両立論と両立論という分類に当てはまらない立場であり——例えばFour

Views on Free Will. 2007. において、両立論からフィッシャー、リパタリアニズムからケイン、硬い非両立論からペレブームが寄稿し、最後の立場・改訂（修正）主義としてバルガスが寄稿している——、自由意志や道徳的責任の概念は、修正が必要であるが（つまり、ある意味において現在のままでは保持できない）、放棄する必要はないというものである。

5. おわりに

本書評は、教育学の研究室紀要という体裁上、教育学への発信という方向性を持っていると言えるが、他方で日本においては、自由と決定論の問題に関する現代の議論は哲学全般はおろか、哲学のこの分野においてさえも十分にキャッチアップできているとは到底言えない。翻訳の数はあくまで指標の1つにしかならないのはもちろんだが、それでも本書、7－12章で扱われる論者の中では、ホンデリックやブラットマン等一部の論者や日本では比較的翻訳の多いデネットを除いてほとんど翻訳がない。1960年代に重要な影響を与えた3つの議論が翻訳されたのも、翻訳文献で言及されることの多い門脇俊介・野矢茂樹編『自由と行為の哲学』の2010年である（なお、この文献においては自由意志論から4つの論文が翻訳されており、それがまさにフランクファート（2つ）、ストローソン、インワーゲンのものである）。この分野で議論の大きな焦点となっている「次第（性）（up to us（ness）」や「コントロール（control）」、フェインベルグ（1970）による「値する（desert）」等について言及されることも日本における議論ではほとんどない。それゆえ教育学のみならず、哲学、あるいは他の自由や責任にかかわる学問においてもこの書が読まれること、それを通して「自由」や「責任」が広く問い直されていくことを期待し、この書評を終える。